

○ 飲酒運転の根絶について（通知）

平成9年11月12日 9教職第401号
各県立学校長あて 高知県教育長通知

飲酒運転の撲滅は、県民挙げて取り組んできている大きな課題です。交通法規を率先して遵守すべき立場にある公務員には、あってはならない行為として、機会あるごとに注意を喚起してきました。殊に教職員については、その職務の性格上、より高い倫理観が求められています。

そういった中で、極めて残念なことに飲酒運転による違反行為が跡を絶たず、本年度においても相次いで教職員が検挙されるという事態が生じ、県民から強い批判の声が挙がっています。先の9月県議会においても「飲酒運転の絶滅に関する決議」が行われました。

これまでも、それぞれの所属で飲酒運転防止に向けた取り組みを工夫していただいておりますが、その更なる徹底を図ることはもちろんのこと、この度、飲酒運転の根絶を図る方策の一環として、飲酒運転に対する処分については、平成9年11月20日以後は下記の方針で臨むこととなりました。

については、所属職員一人一人に速やかに周知徹底を図ってください。

記

1 飲酒運転を行った職員の処分について

免職とする。ただし、管理職員については自損事故及び単なる違反の場合、その他の職員については物損事故、自損事故及び単なる違反の場合は、事案により諭旨退職とする場合があること。

なお、いわゆる「二日酔い」の場合は、事案により停職とする場合があること。

2 監督責任について

公務に関わる飲酒運転はもちろんのこと、職員の私的な時間帯での飲酒運転であっても日常の注意喚起を怠る等管理監督の責めを免れないと認められる場合は、所属長等の監督責任を問う場合があること。

なお、翌日に自動車の運行が予定されている職員には、節度ある飲酒について自覚を促すよう、日頃からの指導も併せて徹底すること。